

## ルール① つくる

この条例は、まちづくりのルールブックといわれるものです。新城が元気に暮らせ、より魅力的なまちとなるよう、みんなが力を出せるしくみをつくります。

### Q.1 自治基本条例とは？

**A** 自治基本条例とは、

まちづくりについて、**基本的なこと**を  
※Q.2へ ※Q.3へ  
定めた条例です。



### Q.2 まちづくりとは？

**A** 住みやすいまちにするため、**市民 議会 行政**が  
行動することです。



### Q.3 基本的なこととは？

**A** ① 市民一人ひとりが主役となって、  
② 市民・議会・行政が互いに情報を共有し、  
③ 積極的な参加と協働による  
まちづくりをさします。

### Q.4 条例ができてどうかわるの？

**A** 市民が主役のまちづくりが推進できます。互いに情報を共有し、次のことができます。

- ① 市民まちづくり集会
- ② 住民投票
- ③ 地域自治区制度

まちづくりに  
参加できます。



## ルール② つかう

次に、条例を使って具体的にどんなことができるか、イラストでイメージしました。この条例を使うまでもなく、今まで取り組んでいるまちづくりもありますが、より活動しやすくなります。

### ご近所で



『行政区の活動など』

### なかまと



『市民活動団体や子どもによるまちづくり』

### 市役所と



『市民のために働く職員』

### みんなで



『市民まちづくり集会』

## ルール③ つながる

最後に、この条例を使い、市民が主役のまちづくりを行うことで、市民同士、市民、議会、行政がつながります。みんなで力を合わせてこの新城市をより魅力あるまちにしていきましょう。

### 市民主役



### 情報共有

### 参加協働



問い合わせ「自治のこと」と伝えてください。

新城市

〒441-1392 愛知県新城市市東入船6-1  
TEL (0536) 23-1111  
URL <http://www.city.shinshiro.lg.jp>  
E-mail [info@city.shinshiro.lg.jp](mailto:info@city.shinshiro.lg.jp)

・この資料は全国モーターポート競走施行者協議会からの拠出金を受けて作成しました。